

## 五條市児童虐待防止ネットワークからのおねがい

### ■五條市児童虐待防止ネットワークとは

子供たちの生活を周囲のおとなが見守り、必要に応じて関係機関が協力して支援を行い、子供たちが安全で安心して生活できるようにするネットワークです。

### ■知らせてください

保護が必要な状態かどうかは連絡を受けた機関が判断しますので、虐待の心配がある場合は連絡してください。(児童虐待防止に関する法律では通報を義務付けています)

連絡する場合は匿名でかまいません。連絡をした人には、虐待かどうかや保護が必要かどうかを証明する必要はありません。また、連絡した人の名前や住所などの秘密は守られます。

**五條市児童虐待防止ネットワーク ☎24・4714**

### ■ひとりひとりにできることがあります

「虐待防止ネットワーク」は虐待を受けている子供だけでなく、虐待かなと感じる子供や、虐待ではないが支援が必要と思われる子供も対象としています。

また、支援が必要な子供の周囲では、子供だけでなく大人も苦しんでいる場合があります。周囲の人が育児を見守ること、相談を聞くことで苦しむ大人を支援できる場合もあります。

ひとりひとりが周囲の子供を見守り、気になる場合は関係機関に連絡する事でネットワークの効果が最大に発揮されます。子供たちが安全に、安心して過ごせるようにご協力をお願いします。

■連絡・問合せ先 五條市児童虐待防止ネットワーク(保健福祉センター内) ☎24・4714

保健福祉センター母子保健係 ☎22・4001(内線289)

## 道路の損傷や異常を発見した場合は連絡をお願いします

交通量の少ない路線での鉄製の溝蓋(グレーチング等)の盗難事件が多発しており、歩行者や車両の安全確保に苦慮しています。その他にも次のような道路の異常を発見した場合は、通行の安全を確保するためすぐに連絡をお願いします。

▽溝蓋の盗難 ▽道路状況の異常(路面の亀裂、穴、路肩の欠損等) ▽通行に危険な倒木、落下物

※不審者等については五條警察署へ通報をお願いします。

■通報・問合せ先 建設課 ☎(内線375)

庶務課生活安全係 ☎(内線362)

五條警察署 23・0110

## 大和都市計画区域の見直しを行います

県では、平成22年度末を目途に大和都市計画区域の「市街化区域」・「市街化調整区域」との区域区分(線引き)と用途地域の見直しを実施します。

区域区分は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る制度で、昭和45年に当初決定された後、おおむね7年から8年に一度見直しを行っており、今回で5回目です。

本市においても、区域区分の見直し作業に着手しています。都市計画に関して質問等がある場合は、問い合わせてください。

■問合せ先 都市計画課都市計画係 ☎(内線283)

## 公共交通機関を利用しましょう

過疎化やマイカーの普及等により、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用者が減少しており、その結果、運行回数の削減や運行時間の短縮を招いています。国や県、市町村では、住民の身近な交通機関である路線バスの運行を維持するため、一部路線において「運行補助金」を負担しています。

公共交通機関は、特に高齢者や子供など、自動車を運転しない人にとって、なくてはならない交通手段です。

大切な公共交通機関を将来にわたって維持するためにも、また、地球環境を守るためにも、できる限り公共交通機関を利用しましょう。

■問合せ先 企画財政課企画調整係 ☎(内線214)

## 10月1日(水) から15日間 市立図書館が臨時休館します

図書館は、蔵書点検のため下記の期間は臨時休館します。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、閉館中に図書を返却する場合は、玄関左側の返却ポストへ投かんしてください。また、10月16日(木)から平常どおり業務を行います。

■休館期間 10月1日(水)～10月15日(水)

■問合せ先 市立図書館 ☎22・4133